

## 社会保障

[社会保険制度](#)

[老齢年金](#)

[就業不能](#)

[失業](#)

[病気と事故](#)

[母親と家族](#)

[生活保護](#)

## 社会保険制度

スイスに住む人は社会保険によって、職を失ってしまったり病気になるなど、さまざまなリスクから保護されます。また、この社会保険は老人や家族をサポートする制度でもあります。

### 原則

スイスの社会保険は住民からの財源で成り立っています。大多数が保険料を支払い、少数の個人や特定のグループが扶助を受ける、これが連帯の原則です。社会保険は加入が義務づけられていることがほとんどです。会社に雇用されている場合は、賃金から直接差し引かれます。雇用者、個人事業主、非就労者も社会保険料を支払います。

### 給付

社会保険はある特定の状況下におかれた人々を保護します。日当金、年金、追加手当、病気や事故にあった場合の費用などが社会保険で支払われます。社会保険は国が管轄しています。

### どんなときに適用される？

- 老齢、死亡、障がい（年金の三本の柱：老齢・遺族保険 AHV (AHV) ・就業不能保険 IV (IV)、会社積み立年金、個人積み立て年金）
- 病気、事故にあったとき（医療および傷害保険）
- 妊娠中と産後（出産手当）
- 失業したとき（失業保険）
- 子どもが生まれたとき（家族手当）

### 詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

[www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/social-insurance-system](http://www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/social-insurance-system)

## 老齢年金

老齢年金は、退職後も生活に必要なお金を保障するものです。スイスの年金制度には、老齢・遺族保険[AHV] (AHV)、会社で積み立てる年金(年金基金)、任意で積み立てる年金、という三つの柱(3. Säule)があります。

### 老齢・遺族保険(第一の柱 1.Säule)

老齢・遺族保険[AHV] (AHV)は国が管轄しています。成人になると、ほとんどの場合、社会保険料を支払わなければなりません。会社に雇用されている場合は、毎月、賃金から保険料が差し引かれ、保険料の半分は会社が負担します。個人事業主、非就労者の支払い方法、金額などについては、お住まいの地域の社会保険局[Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt, SVA] (Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt, SVA)の窓口までお問い合わせください。退職者にはAHVから月々、年金が支払われます。年金給付額はそれまでに支払われた保険料の額によって異なります[AHV]。AHVは、また、死亡した人の配偶者および子どもを援助します(寡婦・孤児年金)。すべての人にAHVカードが発行されます。カードには個別の社会保険番号が記載されています。

### 会社の年金(第二の柱 2. Säule)

AHVだけでは、定年後、それまでの生活を維持することはほとんど不可能です。そこで、被雇用者には、会社で積み立てる年金(年金基金[Pensionskasse]=Pensionskasse)があり、年収が一定基準を上回ると加入が義務づけられています。掛け金は毎月の賃金から差し引かれ、雇用主がその額の半分以上を負担しなくてはなりません。個人事業主は自分で掛け金を支払います。この支払いは、自己の責任に置いて、任意とされています。年金基金で積み立てたお金は、後に年金としてまたは一括で支給されます。会社を設立、スイスから国外へ移住、一戸建て住宅およびアパートの購入、などの理由から、年金を前倒しで受け取ることも可能です。

### 任意の年金(第三の柱 3. Säule)

第三の柱(3. Säule)は個人で任意に加入する年金保険で、これは課税の対象から控除されます。銀行や保険会社で加入することができます。老後のために、第三の柱で貯蓄しておくことをお勧めします。

### 補足給付

AHVと年金基金で生活を賄うことのできない場合は、状況によって、補足給付[Ergänzungsleistungen] (Ergänzungsleistungen)の制度があります。申請は、居住地の社会保険局で行います。給付金の受給資格には明確な基準があります。補足給付の財源は国民の税金です。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

[www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/old-age-insurance](http://www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/old-age-insurance)

## 就業不能

健康上の理由で、長期にわたり仕事ができない、または、パートタイムでしか働くことができないときは、場合によって、就業不能保険[IV] (IV) から経済援助を受けることが可能です[IV]。IVは金銭だけではなく、受給者の再雇用や社会復帰のための支援もおこなっています。

### 就業不能保険

就業不能保険[IV] (IV) は国が管轄しています。成人は、ほとんどの場合、就業不能保険料を支払わなければなりません。会社に雇用されている場合は、毎月、賃金から保険料が差し引かれ、会社がその半額を負担しなければなりません。個人事業主、非就労者の支払い方法、金額などについてはお住まいの地域の社会保険局[Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt, SVA] (Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt, SVA) までお問い合わせください。

### 就業不能保険の適用

健康上(身体的および精神的)の理由で一年以上仕事ができない、または、パートタイムでしか働くことができない場合は、IVを受け取ることができます[IV]。IVは年金のかたちで毎月支払われます。これは、被保険者の就業が、怪我や病気が原因で難しいと判断された場合のみに限ります。またIVでは、受給者が再雇用につくための支援もしています[IV]。IVの受給申請は居住地の社会保険局で行います。

### 補足給付

IVの援助を受けてもまだ生活が困難な場合は、補足給付[Ergänzungsleistungen] (Ergänzungsleistungen) の制度があります。申請は居住地の社会保険局で行います。給付金の受給資格には明確な基準があります。補足給付の財源は国民の税金です。

### 詳細 (リンク、連絡先、冊子、リーフレット)

[www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/invalidity](http://www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/invalidity)

## 失業

すべての被雇用者には失業に対する保険がかかっています。失業した場合は、通常、一定の期間、経済援助を受けることができます。申請は地方労働センタ〔RAV〕一(RAV)で行います〔RAV〕。RAVは再就職活動を支援しています。

### 失業保険

失業保険〔ALV〕(ALV)は国が管轄しており、すべての被雇用者に加入が義務づけられています。月々の保険料は賃金から直接引き落とされ、雇用者がその半額を負担しなければなりません。個人事業主は失業保険に加入することができません。失業者は毎月給付金を受け取ります(失業給付金〔Arbeitslosengeld〕=Arbeitslosengeld)。受給額は、働いた期間、職を失った背景など状況によってかわります。

### 失業してしまったら

失業してしまったら、できるだけ早く居住地の役場へ届け出てください。できれば仕事を辞める一日前まで、遅くとも失業初日までに届け出てください。同時に、地方労働センタ〔RAV〕一(RAV)にも申請が必要です〔RAV〕。RAVでその後の手続についての説明があります。

### 地方労働センター

地方労働センタ〔RAV〕一(RAV)では、失業者が迅速に再就職先を見つけることができるよう、サポートをします。失業給付金を受け取る際には〔RAV〕、RAVでの面談を受けなければなりません〔RAV〕。RAVでは講習会や就職プログラムなども提供しており、一部は参加が義務づけられています。スイスでの就労経験がなく、これから仕事を探したい、という場合もRAVに申し込むことができますが、給付金は支給されません。

### 詳細(リンク、連絡先、冊子、リーフレット)

[www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/unemployment](http://www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/unemployment)

## 病気と事故

スイスの住民には傷害および医療保険への加入が義務づけられています。この民間保険により、事故、病気、妊娠時の費用がカバーされます。スイスに到着してから3ヶ月以内にこれら二つの保険の手続をしなくてはなりません。

### 医療保険（基本保険）

スイスのすべての住民は、各自で健康保険（基本保険□Grundversicherung□ = Grundversicherung□）に加入しなければなりません。スイスに移住する場合は、入国してから3ヶ月以内にこの手続をする必要があります。手続が完了する前に病気になってしまった場合も、その費用はさかのぼって支払われます。基本保険は多くの民間保険会社□Krankenkassen□（Krankenkassen□）が扱っています。どの保険に加入するかは自由です。保険会社はスイス居住者全員にサービスを提供しなくてはなりません。被保険者は月々保険料を支払います。保険料は会社やプランによってかなり差がありますので、加入前に比較してみることをお勧めします。医療保険は年に一度（11月）しか変更ができません。基本保険は病気になったときの費用だけでなく、妊娠、出産の費用もカバーします。医療保険サービスは法で規制されています。なお、歯科治療と眼鏡の費用は、通常、全額自己負担となりますのでご注意ください。

### 傷害保険

週8時間以上勤務する被雇用者は、会社をとおして、自動的に、就業時間と休暇時に対応する傷害保険に加入します。これより勤務時間が短い場合は、休暇時の傷害保険が適用されませんので、各自で傷害保険を手配する必要があります。これは個人事業主または非就労者の場合も同様です。非就労者の場合は、傷害保険が含まれた医療保険に加入しなくてはなりません。個人事業主の場合は、傷害保険だけ別個の保険にすることも可能です。被保険者は月々保険料を支払わなくてはなりません。会社に雇用されている場合は、月々の賃金から保険料が差し引かれます。

### 保険料割引

保険料を支払うことができない場合は、一定条件のもと、基本保険から保険料割引□Prämienverbilligung□（Prämienverbilligung□）を受けることができます。保険料割引の申込みは、前年度の12月31日までに、アールガウ州保健局SVAに申請する必要があります。申請が通ると、翌年の保険料が割り引かれます。締切日より後にアールガウ州に越してきた場合には特別規則が適用されます。保険料割引と申請方法についてはお住まいの地域の社会保険局□Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt SVA□（Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt SVA□）へお問い合わせください。

## 基本保険にオプションを加える

加入が義務づけられている基本保険に、さまざまなオプション [Zusatzversicherungen] (Zusatzversicherungen) を追加することができます。オプションを追加すると、歯科医療費など、基本保険でカバーされない項目が補われます。ほとんどの保険会社がオプションを扱っています。保険会社は保険をかけるか否かの決定権をもち、保険約款の作成をします。

### 詳細 (リンク、連絡先、冊子、リーフレット)

[www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/illness-and-accidents](http://www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/illness-and-accidents)



## 母親と家族

スイスでは、子どもがいる家庭に養育費と教育費の補助があります。仕事をしている女性が出産を控えている場合は、最低14週間の有給産休をとることができます。

### 出産手当

仕事をしている女性が出産を控えている場合は、最低14週間の有給産休 [Mutterschaftsurlaub] (Mutterschaftsurlaub) をとる権利があります。この期間、賃金の80%が支払われます。失業しているまたは就業が困難な状況にある女性の産休の権利については、お住まいの地域の社会保険局 [Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt SVA] (Gemeindezweigstelle der Sozialversicherungsanstalt SVA) までお問い合わせください。また、母親は産後8週間は仕事をしてはならない (母性保護)、という特別規則があります。

### 父親産休

父親は出産後、2週間の有給育児休業を取得することができます。母親の産休とは異なり、父親の育休は一度に取得することも、何日かに分けることも可能です。ただし、子どもが生まれてから6ヶ月以内に取得しなければなりません。

### 家族手当

すべての子どもがいる家庭には家族手当 [Familienzulagen] (Familienzulagen) による経済援助があります。家族手当には、子どもが16歳になるまで支給される子ども手当と、25歳まで支給される教育手当があります。職に就いている (個人事業主も含む) 親だけでなく、無職または経済的余裕のない親も含め、すべての親はこの家族手当を受ける資格があります。会社に雇用されている場合は、毎月の賃金に家族手当が加算されます。詳細は雇用主またはお住まいの地域の社会保険局にお問い合わせください。家族手当の支給額は州によって異なります。

### 詳細 (リンク、連絡先、冊子、リーフレット)

[www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/motherhood-and-family](http://www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/motherhood-and-family)

## 生活保護

生活保護は、生きるために必要な費用に不足し、社会保険からの援助がない、または足りない人を保護し、被保護者の社会復帰を目的としています。生活保護は保険ではなく国の公的援助です。

### 生活保護

生活保護[Sozialhilfe] (Sozialhilfe) はスイスに住む緊急に援助が必要な人をすべて保護し、最低限の生活費を支給します。経済援助のほかにカウンセリングもおこなっています。生活保護は、被保護者がすみやかに経済的に自立した生活へ戻ることができるよう、サポートすることを目的としています。失業給付金や年金、血縁者からの仕送りや援助など、他から十分な生活支援を受けている場合、生活保護は支給されません。借金の返済に充てることもできません。給付金は被保護者の社会復帰後、経済的に余裕ができたときに、返済する必要があります。生活保護の財源は国民の税金です。

### 生活保護の申請

生活保護の申請は居住する自治体の社会福祉課[Sozialdienst] (Sozialdienst) でおこないます。申請者はそこで所得と財産を提示しなければなりません。その後、審査があり、個々の支給額、保護の種類が決められます。虚偽の申請、または申請漏れは、刑罰の対象となります。社会福祉課は受給者に指示を与え条件を定めることができ、これに従わない場合は、給付金が削減されることもあります。生活保護受給者はカウンセリングを受けることが義務づけられており、また、自分でもできるだけ生活改善の努力をしなければなりません。

### 育児補助金

育児補助金[Elternschaftbeihilfe] (Elternschaftbeihilfe) は経済的に困難な状況にありながら、生活保護を受けていない親のための特別支援制度です。新生児を抱える母親および父親の育児を6ヶ月間支援します。アールガウ州に一年以上住んでいれば育児補助金を受ける資格があります。育児補助金は子どもの出生から3ヶ月以内にお住まいの自治体へ申請してください。

### 詳細 (リンク、連絡先、冊子、リーフレット)

[www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/social-assistance](http://www.konnichiwa-aargau.ch/ja/social-security/social-assistance)